

時事新報

西洋の本國博覽會（財田の總覽）

(英尺) 封度九分之一 凡我百二十尺
(英尺) 一尺九分之一 凡我一尺〇五寸
凡我三尺〇一寸
凡我三尺〇一寸
凡我一百二十尺
凡我一百二十尺

(急行) 六時四十分●午時五十五分、八時二十五分(急行)九時四十分、十時五十分○午後十二時二十分●一時三十分●二時三十分、四時四十分(急行)五十分(急行)●六時、七時三十五分、八時四十五分(急行)十一時十五分(急行)○鐘樓(上り)午時三時三十分、七時二十分(急行)八時四十五分(急行)一時二十分、一時三十分(急行)○一時三十分、八時三十三分、三時三十分、四時二十五分、五時十分、六時四十五分(急行)八時四十分、九時十五分(急行)八時四十五分(急行)○

任よりふと當れ公共の事業より生じたる利益を分け取る可き筈なしとて之を美術館或は其他公共の用と供する見込ありと云へり左れば此博覽會が天下縦覧ハ有利したるの功德は置て問はず單にダフニツチ府の繁昌より申すも幾百萬の經覧人が半簡年間府中に來りて旅宿も塞り劇場も塞り馬丁役夫貧窮民まで思ひ寄らざる潤澤を祀り土地の繁昌を助けたる尙其上にも博覽會自身に取りて幾多の餘利を生じたりとは誠に實加千萬どふと申すべければ斯かる事の次第にて萬國博覽會の功德徳益は歐米國人一般の信じて疑はざる所と爲りたれば年々二十歳をます／＼其流行を増すなる可く現に當英國などみては千八百五十一年より恰も四十年目なる千八百九十九年（明治二十四年）に今のシイアンへの水晶宮にて大萬國博覽會を開く可しとの發議もありて之を贊成する者少あからざれば或は事實行はるゝやも知る可らず推して未だ想像すれば西洋の萬國博覽會は繁昌萬々歲なる可きあり。

櫻發(上) 午前七時五分、八時四十五分、十時三十九分、午後二時五十五分、四時十五分、六時十五分、八時三十五分
○新橋津浦松名古屋長崎山形東時刻 算定於子午半時、十時、午後一時三十分、午前四時(下り)、午後七時三十五分、十一時十四十分、午後四時(上り)、午前六時二十分、午後二時五十分、午後四時(下り)、午後五時(上り)、午前五十分半、午後二時五分、六時十分(上り)、午後六時、十一時四十五分、午後九

部長	兵 器	一人	佐官
主幹	若干人	大尉或ヘ機技部上長官士官	
倉庫	主管	若干人	准士官或ヘ判任官
部長	主計	一人	主計監
課長	若千人	主計少監或ヘ大主計	部
倉庫主管	若干人	准士官或ヘ判任官	
部長	建 築	一人	技師
主幹	若干人	技术	
第四十條	部長ヘ鎮守府司令長官ノ命ヲ受ケ部事ヲ整理ス○第四十一條 科長課長兵器部建築部ノ主幹又造船部主幹ノ命ヲ受ケ分擔ノ事務ヲ整理ス○第四十二條 造船部ノ主幹ヘ科長ノ命令ヲ受ケ分擔ノ事務ヲ整理ス○第四十三條 鎮守府ニ軍政會議ヲ置キ司令長官ヲ以テ議長トシ左ノ職員ヲ以テ議員トス「軍港司令官」遣船部長「兵器部長」主計部長「建築部長」司令長官ニ於テ其事ノ事項ニ依リ必要ト認ムルトキヘ海兵團長鎮守府衛生會議議長ヲ以テ臨時議員ト爲スコトヲ得「議事ノ項」會計ニ關スルトキヘ鎮守府會計監督部長ヲシテ議席ニ列シ意見ヲ陳述セシムヘシ○第四十四條 軍政會議ヘ各部ニ關涉スル事件ノ處理ヲ協調シ鎮守府ノ經理事務ヲ疏通スルヲ以テ目的トス○第四十五條 此條例ニ掲タル外屬國トシテ判任官若干人ヲ置ク○第四十六條 各鎮守府ノ定員ヘ其現況ニ應シ此條例ノ範圍内ニ於テ海軍大臣之ヲ定ムヘシ	各部	
附則	○水道事務所設置 事務所を設置 中権機以東へ擴張 事務を取扱はしむるふどもあらし管理、工師長、事務長、鎮守府ニ管セレム	第一四七條 長崎縣に於テは縣廳内又長崎水道 中権機以東へ擴張 セシメ第十九海軍區鎮守府ヲ置クマテ其海軍區ヘ機知猶	第一四七條 長崎縣に於テは縣廳内又長崎水道 中権機以東へ擴張 セシメ第十九海軍區鎮守府ヲ置クマテ其海軍區ヘ機知猶
○致合			
外務省試験官監視官命ス(年俸八百圓)	兵備監視官(年俸五百圓)		
○水道事務所設置 事務所を設置 中権機以東へ擴張 事務を取扱はしむるふどもあらし管理、工師長、事務長、鎮守府ニ管セレム	第一四七條 長崎縣に於テは縣廳内又長崎水道 中権機以東へ擴張 セシメ第十九海軍區鎮守府ヲ置クマテ其海軍區ヘ機知猶		

十分、九時十五分、午前六時、十一時五十分、四十五分發到東京、
○仙道 上野仙道、十五分、午後二時四十五分、十六時三十分

恒産を得べく
そして益々更進
込書をも添へ
差出したるが甚
新規堤防を築き
道を開くと（第
費用は總計五士
歩（此内一千町
圓此中開墾費一
代價より下渡す
價は五十圓に加
圓を得るのみを
萬圓に償すべし
岬又何の次第も
務卿より開屆の
山縣人生本傳（
坂）の兩氏を^子
法書に其^子大坂
し費用支出の沿
開墾の例を許可
より許可を得て
とて一昨二十年
傳三郎氏^子讓^子
られたるが此後
より代りて岡山の
湾沿岸の漁民生

○備前兒島灣開墾事
縣下備前兒島の開墾する事を失はんみどりて詳細通報し
前の南端よりして四郡に圍繞せ
一萬六千町歩の箇所即ち今東京海
萬鯨町歩の箇所即ち今東京海
件の干潟一萬町歩の箇所即ち今東
強の地柄あれどもに請負はり兒島郡飽浦に
千潟洲にして餘り兒島郡飽浦に
殘餘の四百三丈防を築立て之と
山より小串（越）に於てたる流末の
石以上の新地を築てたる流末の
次に此堤内を開墾して山より小串（越）
に於てたる流末の石以上の新地を築
てたる流末の石以上の新地を築てた
る新規堤防を築く道を開くと（第
兩備、美作、出雲其利其益決する
乎）代價にて士族に還舊をも添へ付
て山縣人生本傳（出雲其利其益決
する）の兩氏を姓務卿より開拓の
法書に基き大抵し費用支出の治
し費用支出の治開墾の制を許す
より許可を得て二十ヶ年間墾の制
とて一昨二十ヶ年間墾の制を許す
傳三郎氏より讓り田氏より代りて
國山の漁民也られたるが此處も田
氏より代りて國山の漁民也